

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 37 有報作成上の留意点について

今回は平成 25 年 3 月期に係る有価証券報告書の作成上の留意点について記載します。

平成 25 年 3 月期に係る有価証券報告書には、新たに適用となる開示制度・会計基準等はありません。したがって、直近の改正点を中心に特に留意して頂きたい部分について解説します。

1. 平成 23 年に改正された法人税法に伴う減価償却方法の変更

平成 23 年 12 月 2 日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が公布され、減価償却資産に係る定率法の償却率が見直されました。

これを受け、改正後の監査・保証実務委員会実務指針第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」では、上記改正に伴う減価償却方法の変更は「法令等の改正に伴う変更」に準じた正当な理由による会計方針の変更として取り扱う」とされています。

法人税法の改正に伴い減価償却方法を変更した場合は、会計方針の変更等の注記にご留意下さい。

2. 「連結財務諸表に関する会計基準」等を早期適用した場合

平成 23 年 3 月 25 日に公表された「連結財務諸表に関する会計基準」等は、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から原則適用となりますが、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から早期適用できるため、当連結会計年度から早期適用する場合、当該会計基準等を適用している旨を会計方針の変更等として記載する必要があります。

3. 未適用の会計基準等

既に公表されている会計基準等のうち、適用していないものがある場合（重要性が乏しいものを除く。）、当該会計基準等の名称及びその概要、当該会計基準等の適用予定日、当該会計基準等が(連結)財務諸表に与える影響に関する事項を注記する必要があります（連結財務諸表規則第 14 条の 4、財務諸表等規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項）。

平成 25 年 3 月期に係る有価証券報告書においては、「退職給付に関する会計基準」「連結財務諸表に関する会計基準」等が該当します。

以下、「退職給付に関する会計基準」(以下、退基とする)等についての記載例を解説します。

【記載例】

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日)

(1) 概要

本会計基準等は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成 26 年 3 月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成 27 年 3 月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

【注意点】

・(2)に関する注意点

上記記載例は、退基における、原則どおりの時期(退基 34 項、35 項)に適用した場合の例です。早期適用する場合には、当該適用予定日を記載します。また、(連結)財務諸表作成時において、会計基準等の適用時期について決定していない場合には、その旨を記載します。

・(3)に関する注意点

定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には定性的に記載します。上記記載例は、影響を評価中の例です。

・非連結会社において記載する場合の注意点

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直しについては、当面、個別財務諸表では適用されません(退基 39 項)。

(2013/6/10 号より)